

誰もが安全・安心して 共に暮らせる福祉のまちづくり

社会福祉協議会、通称「社協(しゃきょう)」は、社会福祉活動を推進することを目的とした公共性の高い民間の非営利団体です。

みなさんの参加と福祉関係者の協力を得て、上記の目標を掲げて福祉活動を行っています。

組 織

全国の都道府県及び市区町村に設置されており、民間組織としての「自主性」を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」を持つ団体です。

目 的

地域が抱えているさまざまな福祉問題をみんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的とし、心ふれあう「福祉のまちづくり」を進めています。



構 成

地域で暮らす住民のみなさん、福祉・保健・医療・教育などの関係者、さらに地域社会を形成するさまざまな専門家・団体・機関によって構成されています。

事 業

時代の変化と地域の福祉事情に対応したサービス・活動の充実や開発を進めるため、調査・広報・人材育成・計画づくりなどに取り組んでいます。

◆地域福祉活動の推進

第3次地域福祉活動計画の策定

この計画は、地域福祉を推進するにあたり、北本市地域福祉計画と一体的に策定しました。

令和5年度から令和9年度を活動期間として、今後5か年の地域福祉の方向性を示し、市民の皆様とともに進めるものです。計画の策定にあたり、アンケート、関係団体ヒアリング、地域懇談会を行い、市民や地域団体などから幅広い意見を計画に反映しました。「育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本」を地域福祉の理念とし、5つの取り組み目標を柱に、誰もが人を支え、誰もが人に支えられながら、自分らしく安心して幸せに暮らすことのできる地域づくりを目指しています。

- 目標1 すべての世代に福祉の心を広げる意識づくり
- 目標2 地域の福祉を支える担い手づくり
- 目標3 支援につなぐ仕組みづくり
- 目標4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり
- 目標5 公民協働による地域福祉を推進する体制づくり

地域福祉ネットワークづくり

地域で暮らす人々には、一人暮らしの高齢者、障がいのある人や子育て世帯など、何らかの支援を必要とする人たちが生活しています。これらの方が、住みなれた地域で安心して暮らせるために、地域のネットワークづくりに取り組んでいます。

社協会員の加入促進

『会員制度』は、本会が目指す「誰もが安全・安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」を地域住民の参加・協力・支持によって地域全体で進めるために必要な制度であり、会費は、さまざまな地域福祉事業を充実するための貴重な財源として活用しています。住民のさらなる理解と協力の輪を広げていくため、広報誌やホームページ等を活用して加入促進を図っています。（P16参照）

支部活動の推進

支部社協は、8つのコミュニティ圏域と整合をとって、住民福祉向上を目指して活動しています。地域福祉活動をより効果的に推進するためには、住民の活動意識の醸成をはかるとともに、地域の組織や団体と協働で計画的に取り組む体制が必要です。

地域の特性に応じた活動を活発に展開できるように、定期的に情報交換を行いながら、互いに地域の特性を生かしつつ、連携するための基礎づくりを行っています。

北本市内8支部

- | | |
|---------|----------|
| ①中丸支部 | ⑤南部支部 |
| ②中央地域支部 | ⑥本町西高尾支部 |
| ③東地域支部 | ⑦西部支部 |
| ④東間深井支部 | ⑧公団地域支部 |

—支部社協事業の紹介—

※ 新型コロナウイルス感染症予防の影響により、一部行っていない事業もございます。



《子育てサロン》

子育てサロンを通して、子育て中の家族を支援しています。

コロナ禍の現在は、感染対策を行いながらプレゼント配布会なども行っています。



《地域交流サロン・高齢者昼食会》

人が集まることで、つながりができ、仲間づくりや孤立防止、介護予防、認知症予防等の効果が期待できます。

感染対策を行いながら、地域の集会所や公民館を活用した居場所づくりが行われています。



《金婚式記念撮影会》

結婚 50 年のお祝いし、写真撮影を行っています。



《福祉委員研修》

外部研修や内部研修を行い、情報共有や連携をはかっています。



《支部だよりの発行》

定期的に支部だよりを発行し、地域の福祉情報を提供しています。

《安心カードの配布》

急な病気や万が一の場合に備えて、医療情報や緊急連絡先を記入した安心カードの取り組みを進めています。



安心カード容器



《フードパントリー》

市内農家や企業からの食料提供を受け、地域住民に食料を無料配布しています。

◆生活支援サービスの充実

生活支援体制整備事業

《北本市受託事業》

住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるように、身近な圏域での支え合いを推進し、「誰もが住み慣れた地域で、最後までいきいきと心豊かに暮らせる北本市」を目指して、第1層協議体「北本市地域支え合いのしくみづくり会議」を設置し、地域づくりを進めています。

また、第2層協議体（8圏域）を設置し、より身近な地域での支え合い活動の取り組みの充実・開発を進めています。

生活支援コーディネーター・協議体の主な活動内

「地域資源の把握」



地域の居場所や困りごとに関するサービス提供体制の把握など

「生活支援ニーズの把握・共有」



聞き取り・アンケートなど

「困りごとに対する資源の開発」



・居場所づくり、移動支援
・見守り体制の整備 など

「担い手の育成・発掘」



・担い手養成講座
・地域づくり勉強会 など

活動事例 【移動スーパー】

高齢の方より「近所のスーパーまで自動車で行っていたけど、免許も返納しちゃったし。足の調子も悪くて遠くまで歩けない。でも買い物が好きなので、自分の目で見たいのよね」との話がありました。

この場合、「買い物を自分でしたい（本人・地域の理想）」、「買い物に行くことができない（現状）」。理想と現状のギャップが「地域課題」となります。

生活支援コーディネーターは、「地域課題」を解決するために、地域住民や団体、民間機が要などと連携して「誰もがいつまでも住み続けられる地域」の創出を行っています。



家事援助サービス事業

高齢者等が住み慣れた地域で「あんしん」して暮らすことができるよう、日常生活上での困りごとを地域の方が定期的にお手伝いするサービスです。（1 時間から利用が出来ます。）

サービス内容

下記のようなことでお困りのときに、協力員がお手伝いします。

【作業の一例】

- 食事の用意
- 衣類の洗たく、補修
- 日常的な掃除、整理整頓
- 生活必需品等の買い物
- 通院・外出の付き添いなど…

家事援助サービスの仕組み

利用できる方

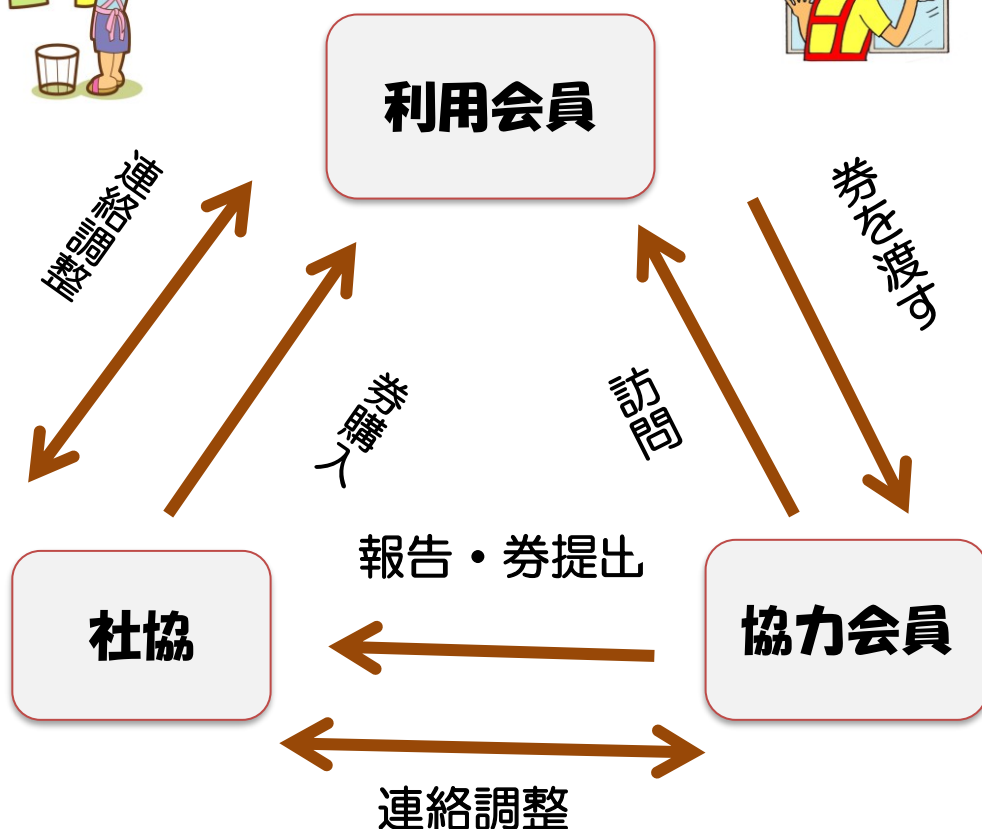
- ◆ おおむね65歳以上の単身又は高齢者世帯
- ◆ 重度心身障害児者世帯
- ◆ 日常生活上家事を行っている方が、入院等で援助を必要とする世帯

利用料

1 回 1 時間 800 円

※ 会員登録が必要です。

※ 利用前にサービス券の購入が必要です。



～ちょっと豆知識～

「イキイキとまちゃん体操」って何??

イキイキとまちゃん体操とは、週に1回以上、おもりを手首や足首につけて行う介護予防体操です。

腕や足の筋肉を効果的に鍛えることで、住み慣れた地域でいつまでも健康にいたいことを目的としています。また、介護予防の効果だけでなく、定期的に顔を合わせることで地域のつながりを深める効果も期待されています。



ちょっと困りごとサービス

高齢者や障がい者の日常生活上における「ちょっとした困りごと」を解決するために、地域の協力員が訪問して作業を行う支え合いの事業です。

サービス内容 30分以内の簡単な作業となります。

【作業の一例】

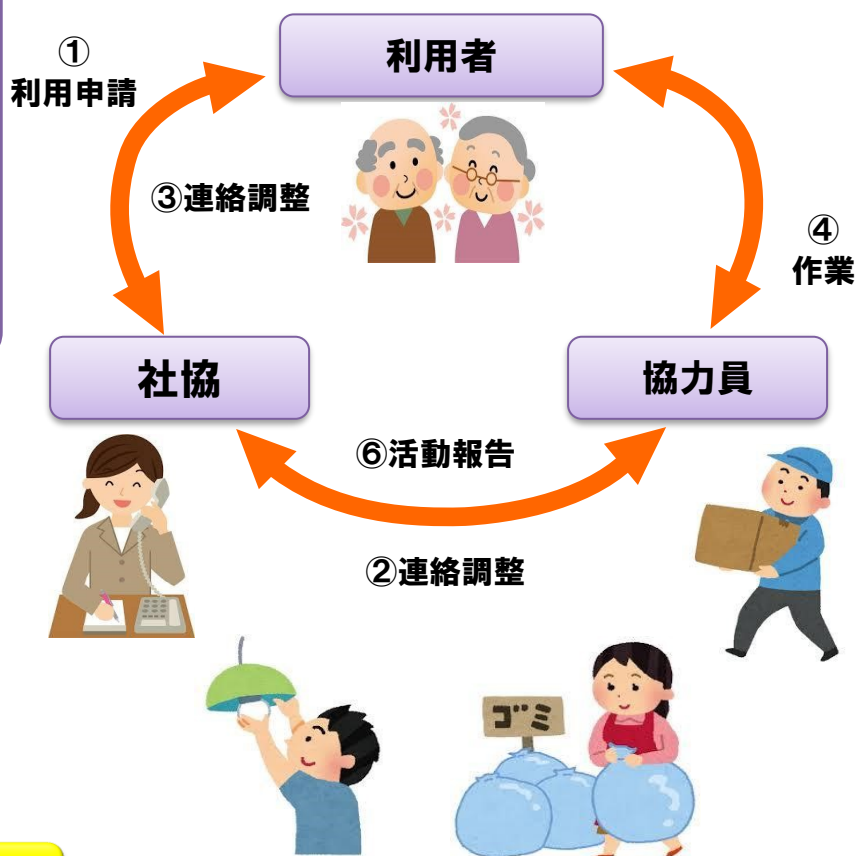
- ゴミ出し
- カーテンの取り付け
- 花の水やり
- 電球及び蛍光灯の交換
- 電池交換
- 軽易な荷物の上げ下ろし
- ビン及び缶のふた開けなど

利用できる方

- ◆おおむね65歳以上の単身又は高齢者世帯
- ◆障害者手帳を取得している単身又は障がい者世帯
- ◆ご自身又は同居者による簡易又は軽易な作業等が困難な方

利用料

1回300円（30分まで）以降
10分ごとに100円加算



訪問理美容サービス事業

北本市内の在宅にお住まいで、寝たきりの方や身体障がい者の方を対象に、埼玉県理容生活衛生同業組合鴻巣支部北本地区及び埼玉県美容業生活衛生同業組合北本支部加入者の協力を得て、訪問理美容サービスを行っています。

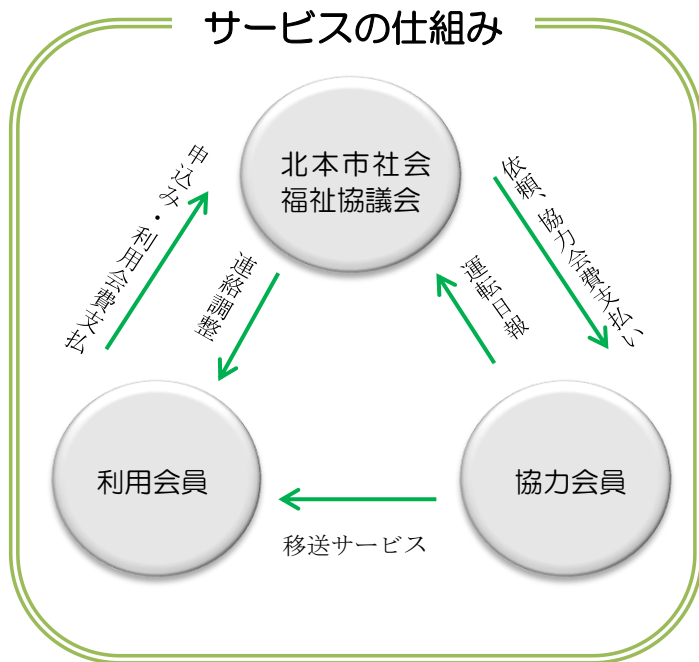
理美容券の助成額は一枚につき3,600円で年間4枚発行します。

福祉移送サービス事業

公共交通機関の利用が困難な方に、医療機関受診、公共機関への手続き、福祉施設への入退所等の送迎を行っています。車いすに乗ったまま利用できる社会福祉協議会の車両を使う、社協会員の助け合いによる有料・登録制の福祉移送サービスです。現在1台で運行しています。



サービスの仕組み



※ご利用いただくには会員登録が必要です。

利用料：片道 650円

往復 1,300円

また、社協出発から社協到着までの運行距離に応じて

10km未満 100円

10km以上20km未満 200円

20km以上30km未満 300円

以降10kmにつき100円ずつ加算します。

その他、駐車場使用料等の必要経費は、負担していただきます。

移送の範囲

- ・北本市
- ・桶川市
- ・上尾市
- ・鴻巣市
- ・伊奈町

自動車燃料費助成事業

在宅重度心身障がい児・者の方に、年間5,000円を限度として、自動車燃料費の一部を助成しています。

福祉タクシー事業

在宅重度心身障がい児・者の方にタクシー利用券（年間36枚）を発行して、利用料金の一部を助成し、日常生活の利便性と社会生活圏の拡大に努めています。

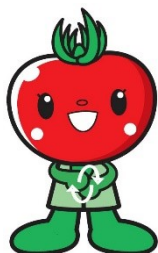


※注 自動車燃料費助成事業と福祉タクシー事業の併用はできません。

手話奉仕員養成講習会事業

《北本市受託事業》

初心者を対象に日常会話程度の手話を覚えて、地域で聞こえない人とともに福祉活動できる人を養成する講座を開催しています。



手話通訳者養成講習会事業

《北本市受託事業》

手話通訳に必要な手話語彙、表現技術及び基本技術を習得し、手話通訳者を養成します。



車椅子リサイクル事業

《北本市受託事業》

体の不自由な方に車椅子を無料で貸し出し、在宅福祉の推進に努めています。ただし介護保険法の要介護・要支援認定を受けた人は対象外です。



手話通訳者派遣事業

《北本市受託事業》

手話を日常会話とする聴覚障がい者や関係団体が意思疎通を図るために手話通訳者の派遣を行っています。

また、感染症の疑いがある際や市役所での手続きは遠隔手話通訳サービスでも対応しています。



北本市重度障害者移動支援事業

《北本市受託事業》

市内居住し移動が困難な障がい者の方へ、車いすで乗り降り可能な福祉車両（リフト付き）の貸出しを行っています。



視覚障がい者ガイドヘルパー派遣事業

《北本市受託事業》

外出が困難な視覚障がい者の方にガイドヘルパーを派遣し、外出の機会を提供することにより生活を支援しています。

